

## 【諮問事項】

(1) 平成27年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について

### <国民健康保険課税限度額>

	現行	改正後
基礎課税分（医療給付費分）	510,000	520,000
後期高齢者支援金課税分	160,000	170,000
介護納付金課税分	140,000	160,000
合 計	810,000	850,000

改正による影響について

### <限度額超過世帯(現行)>

国民健康保険税		総世帯数	限度額超過世帯数	割合	備考 最小値と最大値の差は 1.1%
	基礎課税分（医療給付費分）	5,038世帯	108世帯	2.14%	
	後期高齢者支援金等課税分	5,038世帯	163世帯	3.24%	
	介護納付金課税分	2,383世帯	65世帯	2.73%	

### <限度額超過世帯(改正後)>

国民健康保険税		総世帯数	限度額超過世帯数	割合	備考 最小値と最大値の差は 0.89%
	基礎課税分（医療給付費分）	5,038世帯	106世帯	2.10%	
	後期高齢者支援金等課税分	5,038世帯	146世帯	2.90%	
	介護納付金課税分	2,383世帯	50世帯	2.01%	

### 【算定条件】

平成27年4月1日現在の国保加入者が平成27年度1年間加入した場合の試算